

地域スポーツコミッション担い手育成等サポート事業
委託要項

制 定 令和 4 年 2 月 2 1 日
一部改正 令和 5 年 3 月 2 日
一部改正 令和 6 年 2 月 9 日
一部改正 令和 7 年 2 月 1 4 日

スポーツ庁次長決定

1 趣旨

スポーツによる地域活性化・まちづくりは、地域資源を活かした個性あふれる地域の形成に資するものとして、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）において「スポーツ・健康まちづくり」として位置付けられるなど、特色ある地域活性化を進める上で有用な取組である。スポーツツーリズムなどの、スポーツを通じた交流人口の拡大や、誰でも垣根なく、日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる社会づくりなど、「スポーツ・健康まちづくり」に係る施策は多岐にわたることから、多様な関係者が一体となって地域を挙げて取り組むことが重要である。

そのため、これまで、スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによる地域活性化・まちづくりを推進していく組織である「地域スポーツコミッション（以下「地域ＳＣ」という。）」の新規設立支援（令和 2 年度～）や、同組織が行う長期継続的・通期通年型の取組に対する支援（平成 27 年度～）を補助事業により実施してきており、令和 7 年度においても、後者の支援を実施予定である。

今後、地域ＳＣが地域から期待される役割を果たし、持続可能な組織へ発展していくためには、地域ＳＣの共通の課題である「質的な向上」、具体的には「経営の安定」と「運営を担う人材の育成・確保」の 2 点について、第 3 期スポーツ基本計画（※）に基づき、重点的に取り組む必要がある。

このため、本事業では、補助事業の効果を高めるため、経営多角化に向けた事業展開へのチャレンジを側面支援するとともに、令和 4 年度に実施した地域ＳＣ運営人材の育成・確保に関する調査・研究を踏まえ、人材確保の支援およびマッチング、人材育成のサポートをモデル的に委託事業で実証する。そして、各地域ＳＣやその担い手となる人材の知見・ノウハウの共有化を図るためのネットワークづくりを促進するとともに更なる取組の活性化に向けた検討や事業成果の発信等を行う。

※第 3 期スポーツ基本計画

第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

（7）スポーツによる地方創生、まちづくり

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

2 委託事業の内容

下記の項目に該当する事業を一括して委託する。

(1) 事業の進捗管理及びアウトプット作成支援等

事業を効果的に行うための事前準備、補助事業者からの意見・照会等に対応する一元的な窓口の設置及びノウハウの蓄積、他の地域への横展開を促進するための効果的なアウトプット作成支援等。

(2) 地域ＳＣに関わる人材育成・確保とネットワーク化の促進

地域ＳＣに共通する課題である「人材の不足」について、人材の確保に向けたマッチングの実証、人材育成のサポート、地域ＳＣ間の知見・ノウハウの共有化を図るためのネットワーク化の促進等。

(3) シンポジウムの開催による対外的な発信等

(2) で得られた成果の取りまとめ、シンポジウムでの効果的な発信等。

3 事業の委託先

法人格を有する団体とする。なお、ＪＶ（共同事業体）の申請も可能であるが、代表となる主体を定め、ＪＶの構成員全てが法人格を有する必要がある。

4 委託期間

委託契約締結日から委託契約書に定める日までの間とする。

5 委託手続

(1) 団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書等をスポーツ庁に提出すること。

(2) スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認められた場合、団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

7 委託経費

(1) スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費（10%を上限とする。）、再委託費）を委託費として支出する。

(2) 以下の経費は対象としない。

ア 契約期間外に使用した経費

イ 国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業経費

ウ 営利のみを目的とした経費

エ 委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費

オ 親睦を深めるための交際経費

カ その他本事業と無関係と思われる経費

- (3) スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 事業完了（廃止等）の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書及び委託経費決算書を作成し、完了した日から10日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともにスポーツ庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 著作権等

本事業の実施に伴い、委託先（職員を含む。）が創作行為を行ったことにより、団体が有することとなった著作権（著作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、スポーツ庁に帰属する（団体がスポーツ庁に譲渡する。）ものとする。また人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い委託先以外の者が著作権を有し得る場合においては、スポーツ庁と委託を受けた団体が別途協議して定めるものとする。

11 その他

- (1) スポーツ庁は、委託先が実施する事業の内容が本事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、事業報告書等、スポーツ庁への提出物全てについて、個人情報を含めてはならない。事業実施に活用する個人情報は、委託先の責任の下、法令を遵守し取り扱わなければならない。
- (6) 委託先は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信を

する際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。

(7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。